

志太広域事務組合文化・スポーツ施設等相互利用推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 志太広域事務組合管理者（以下「組合管理者」という。）は、焼津市及び藤枝市（以下「関係市」という。）内にある文化・スポーツ施設等（以下「補助対象施設」という。）の利用促進を図り、もって関係市の住民等の利便性を向上させるため、補助対象施設を利用する住民等に対し、予算の範囲内において、補助対象施設の使用料の一部を補助する補助金を交付するものとし、その交付に関しては、志太広域事務組合補助金等交付規則（平成19年志太広域事務組合規則第11号）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、関係市に住所を有する者又は関係市に所在する法人等とする。ただし、商業宣伝、営業又はこれらに類する目的により補助対象施設を利用しようとする場合は、この限りでない。

(補助対象施設及び補助金の額)

第3条 補助対象施設は、別表1に掲げる施設とする。

2 補助金の額は、補助対象施設の使用料のうち、補助対象施設が所在する市の住民以外の者が補助対象施設を使用する場合において通常料金に加算される金額とする。

(交付の申請)

第4条 補助対象者は、文化・スポーツ施設等相互利用推進事業補助金交付申請書（第1号様式）に領収書を添えて組合管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、補助対象施設を利用した日から3か月を経過する日までの間に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 組合管理者は、前条の規定による申請があった場合には、内容を審査し、交付の決定をしたときは、補助金交付決定通知書及び払込通知書（第4号様式）により補助対象者に通知するものとする。

(受領委任払の申請)

第6条 補助金の受領を別表第2に掲げる受領委任払補助対象施設の管理者（以下「施設管理者」という。）に委任する補助対象者は、文化・スポーツ施設等相互利用推進事業補助金交付申請書兼受領委任状（第2号様式）を施設管理者を経由して組合管理者に提出しなければならない。

2 第4条の規定は、前項の申請について準用する。

3 第1項の申請があった場合には、施設管理者は、当該申請に係る補助対象施設の利用があったことを確認した後、次に掲げる書類を第1項の申請書に添付して組合管理者に提出しなければならない。

(1) 文化・スポーツ施設等相互利用推進事業補助金請求書（代理受領）（第3号様式）

(2) 利用者の氏名又は名称、利用日時及び補助金額が分かる書類

(受領委任払の決定)

第7条 組合管理者は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、承認又は不承認の決定をし、その旨施設管理者に通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、別に組合管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公示の日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

別表1 (第3条関係)

補助対象施設	【焼津市内の施設】 焼津市焼津文化会館、焼津市大井川文化会館、焼津市総合グラウンド陸上競技場・野球場・テニス場・総合体育館、焼津市漁船員テニス場、焼津市大井川河川敷運動公園
	【藤枝市内の施設】 藤枝市文化センター、藤枝市民会館、市民ホールおかべ、藤枝市生涯学習センター、藤枝市郷土博物館、藤枝市文学館、瀬戸谷総合管理センター、藤枝市朝比奈農村環境改善センター、藤枝市朝比奈活性化施設、藤枝市岡部玉露の里、藤枝総合運動公園サッカー場・陸上競技場・野球場、藤枝市民グラウンドサッカー場・野球場、藤枝市民テニス場、藤枝市民体育館、藤枝市民岡部体育館、藤枝市武道館

別表2 (第6条関係)

受領委任払補助対象施設	【焼津市内の施設】 焼津市総合グラウンド陸上競技場・野球場・テニス場・総合体育館、焼津市漁船員テニス場、焼津市大井川河川敷運動公園
	【藤枝市内の施設】 藤枝市文化センター、藤枝市民会館、市民ホールおかべ、藤枝市生涯学習センター、藤枝市郷土博物館、藤枝市文学館、瀬戸谷総合管理センター、藤枝市朝比奈農村環境改善センター、藤枝市朝比奈活性化施設、藤枝市岡部玉露の里、藤枝総合運動公園サッカー場・陸上競技場・野球場、藤枝市民グラウンドサッカー場・野球場、藤枝市民テニス場、藤枝市民体育館、藤枝市民岡部体育館、藤枝市武道館